

渋谷区内部公益通報の処理に関する要綱

令和7年4月1日 制 定

(目的)

第1条 この要綱は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）、「公益通報者保護法第11条第1項及び第2項の規定に基づき事業者がとるべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針」（令和3年内閣府告示第118号。以下「指針」という。）、「公益通報者保護法に基づく指針（令和3年内閣府告示第118号）の解説」（令和3年10月13日消費者庁）及び「公益通報者保護法を踏まえた地方公共団体の通報対応に関するガイドライン（内部の職員等からの通報）」（令和4年6月1日消費者庁。以下「ガイドライン」という。）の趣旨を踏まえて、職員等による公益通報の処理に関し必要な事項を定めることにより、通報者の保護を図り、もって区政運営における適法かつ公正な職務の遂行を確保することにより、区政に対する区民の信頼及び透明性の確保に資することを目的とする。

2 内部公益通報に関し必要な事項は、法律その他の別の定めのあるものほか、本要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職の職員及び同条第3項に規定する特別職（区議会議員、区長、教育長、教育委員会委員、選挙管理委員会委員及び監査委員を除く。）の職員をいう。

(2) 職員等 次に掲げる者をいう。

ア 職員

イ 事業者が渋谷区（以下「区」という。）との請負契約その他の契約に基づいて事業を行う場合において、当該事業に従事する労働者及び当該事業者の役員

ウ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者が行う区の施設の管理業務に従事する者及び当該指定管理者の役員

- エ 区の事務事業に従事する派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。）及び当該派遣労働者を派遣する事業者の役員
- オ 他の団体から区に派遣等をされている職員
- カ アからオまでに掲げる者であった者（退職の日から起算して1年を経過していない者に限る。）

（3）法令違反行為等 区及び区の職員が次に掲げる事項のいずれかを行い、又は行っていることをいう。

- ア 法第2条第3項に規定する通報対象事実
- イ 法令（条例、規則及び訓令を含む。）に違反し、又は違反するおそれのある事項（アに定めるものを除く。）
- ウ ア及びイに掲げるもののほか、人の生命、身体、財産その他の利益の保護を害し、又はこれらに重大な影響を与えるおそれのある事項

（4）内部公益通報 職員等が、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的でなく、法令違反行為等を区に通報することをいう。

（5）通報者 内部公益通報を行った職員等をいう。

（通報対応責任者）

第3条 職員等からの内部公益通報の対応に関する事務の総括及び内部公益通報を適正に処理するため、通報対応責任者を置く。

- 2 通報対応責任者は、総務部コンプライアンス推進担当課長をもって充てる。
- 3 通報対応責任者は、内部公益通報に係る調査の進捗等の管理、内部公益通報を理由とする不利益な取扱いの防止その他内部公益通報等の適正な対応の確保に関する事務を総括するものとする。
- 4 通報対応責任者は、内部公益通報の窓口を設置し、第5条に規定する内部公益通報に係る受付、報告、調査等の事務を担うものとする。
- 5 通報対応責任者は、総務部総務課の職員のうちから指定する者（以下「通報対応補助員」という。）に、第5条に規定する内部公益通報に係る受付、報告、調査等の事務を補助させることができる。

(公益通報監察員)

- 第4条 内部公益通報を適正に処理するため、公益通報監察員を置く。
- 2 公益通報監察員は、弁護士資格を有する者（区と利害関係を有する者を除く。）に委託する。
 - 3 公益通報監察員は、専門的知見により、区の公益通報制度の適法かつ公正な運営の確保に努めるほか、通報対応責任者及び通報対応補助員に対する必要な助言及び連絡調整等を行うものとする。
 - 4 公益通報監察員は、内部公益通報の外部受付窓口を設置し、第5条に規定する内部公益通報に係る受付、報告、調査等の事務を担うものとする。

(公益通報従事者の職務)

- 第5条 通報対応責任者及び公益通報監察員（以下「公益通報従事者」という。）は、次に掲げる事務を担うもの（以下「公益通報対応業務」という。）とする。
- (1) 内部公益通報に係る受付、調査、報告、勧告及び通知に関すること。
 - (2) 内部公益通報したことによる不利益な取扱いの申出に係る受付、調査、報告、勧告及び通知に関すること。
 - (3) 内部公益通報を行おうとする職員等からの違法性の有無等に関する相談に関すること。
 - (4) 処分又は勧告等をする権限を有する行政機関の教示に関すること。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項に関すること。

(秘密保持の徹底及び利益相反関係の排除)

- 第6条 公益通報従事者又は公益通報従事者であった者は、その公益通報対応業務に関して知り得た事項であって通報者を特定させるものを漏らしてはならない。
- 2 職員等（法第2条第1項に定める「代理人その他の者」を含み、退職者は除く。次項において同じ。）は、通報者を特定させる事項を必要最小限の範囲を超えて共有すること（以下「範囲外共有」という。）をしてはならない。範囲外共有が行われた場合には、適切な救済・回復の措置をとることとする。
 - 3 職員等は、通報者を特定した上でなければ必要性の高い調査が実施できないなどのやむを得ない場合を除いて、通報者を特定しようとする行為（以下「通報者の探索」という。）を行ってはならない。

- 4 内部公益通報に係る調査に協力した職員等は、調査に協力した事実及びこの調査により知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 5 内部公益通報及び相談の対応に関与する者（公益通報従事者並びに内部公益通報及び相談への対応に付随する職務等を通じて、当該通報及び相談に関する秘密を知り得た者を含む。以下同じ。）は、当該通報及び相談に関する秘密を漏らしてはならない。また、知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。内部公益通報及び相談の対応に関与する者は、必要に応じ、当該通報対応の各段階において遵守すべき事項をあらかじめ確認し、当該者間で十分に共有する。
- 6 内部公益通報及び相談の対応に關与する者は、自己若しくはその父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹（以下この項において「父母等」という。）の一身上に関する内部公益通報又は自己若しくは父母等が従事する事務に直接の利害関係のある内部公益通報については、関与してはならない。
- 7 公益通報従事者は、前項に規定する内部公益通報があった場合は、他の公益通報従事者に当該通報の処理を依頼し引き継ぎがなければならない。
- 8 内部公益通報及び相談の対応に關与する者は、当該通報対応の各段階において、相互に当該通報事案に利益相反関係を有していないかどうかを確認するものとする。

（内部公益通報の適用除外）

第7条 法令違反行為等が次の各号のいずれかの事実に該当する場合には、この要綱は適用しない。

- (1) 現に地方自治法第242条第1項の規定による請求が行われている事実又は既に同条第4項の監査が終了している事実
- (2) 係争中の事項に係る事実又は既に判決、裁決等が行われた事項に係る事実
- (3) 現に刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第230条の告訴又は同法第239条の告発がされている事実
- (4) 審議会、審査会その他の区に設置された地方自治法第138条の4第3項に規定する附属機関において、現に調査等が行われ、又は既に調査等が終了している事実（前号に掲げる事実を除く。）
- (5) 一定の事実について既に是正等のための措置が講ぜられている場合における当該一定の事実

(6) 第11条第1項の調査が既に終了している事実

(内部公益通報の方法等)

第8条 職員等は、所定の書式に基づき法令違反等の内容を記載した書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識できない方式で作られる記録を含む。以下「内部公益通報受付票兼通報様式」という。）を作成し、郵便、電子メール等による送付、面談その他適切な方法により、内部公益通報を行うことができる。

2 職員等は、次の各号のいずれかに該当するときは、内部公益通報を行うことができない。

(1) 内部公益通報の内容が地方公務員法第46条の規定に基づく措置の要求その他の勤務条件に係る制度により対応すべきものであるとき。

(2) 内部公益通報の内容が著しく不明確であるとき。

(3) 内部公益通報の目的が誹謗中傷その他不正な目的であるとき。

3 内部公益通報を行おうとする職員等は、内部公益通報に係る違法性の有無等について、あらかじめ公益通報従事者に相談することができる。

(内部公益通報の受付)

第9条 区における内部公益通報は、公益通報従事者が受け付けるものとする。

2 公益通報従事者は、法、指針及びガイドラインの趣旨を踏まえ、誠実かつ公正に通報に対応しなければならず、通報の受付を拒んではならない。また、匿名による通報についても、実名による通報と同様の取扱いを行う。この場合において、公益通報従事者は、匿名の通報者との間で適切に情報の伝達を行い得る手段を通報者に伝達する。

3 公益通報従事者が、内部公益通報を受け付けたときは、通報者に関する秘密保持及び個人情報の保護に留意しつつ、通報者が作成した内部公益通報受付票兼通報様式に基づき、通報者の氏名及び連絡先（匿名による通報の場合を除く）、通報の内容となる事実等を把握するとともに、通報者に対する不利益な取扱いのないこと、通報に関する秘密は保持されること、個人情報は保護されること、通報受付後の手続の流れ等を通報者に対し説明する。ただし、通報者が説明を望まない場合、匿名による通報であるため通報者への説明が困難である場合その他やむを得ない理由がある場合はこの限りではない。（以下、本条第4項及び第6項、第10条第2項及

び第3項、第11条第5項並びに第16条第4項に規定する通知においても同様とする。)

- 4 公益通報従事者は、書面、電子メール等、通報者が通報の到着を確認できない方法によって通報がなされた場合には、速やかに通報者に対して通報を受け付けた旨を通知するよう努める。
- 5 公益通報監察員が内部公益通報を受け付けた場合にあっては、受け付けた公益通報受付票兼通報様式に、受理、不受理等に関する意見を付して通報対応責任者に通知するものとする。この場合において、通報者が通報対応責任者に対する匿名を希望する場合には、公益通報監察員は公益通報受付票兼通知様式に必要な処置を行うなど適宜の方法により通報者を特定させる内容については通知しないことができる。ただし、法令違反行為等に該当しないことが明らかなときは、公益通報監察員の判断により当該通報を不受理とすることができる。
- 6 通報対応責任者が内部公益通報を受け付けた場合は、公益通報監察員に通報の概要を報告する。この場合において、公益通報監察員は、必要に応じて当該通報に対応するものとする。なお、公益通報監察員が当該通報に対応する場合、通報対応責任者及び通報対応補助員は、その旨を通報者に通知する。

(内部公益通報の受理)

- 第10条 通報対応責任者は、内部公益通報の受理又は不受理を決定する。
- 2 通報対応責任者は、前項の規定による決定をしたときは、通報者に当該決定の内容（受理するときはその旨、受理しないときはその旨及びその理由）を通知するものとする。
 - 3 前条第5項ただし書により決定したもの及び公益通報監察員が受け付けた内部公益通報のうち、通報者が通報対応責任者に対する匿名を希望したものについては、公益通報監察員が通報者に通知する。
 - 4 前2項の規定にかかわらず、匿名による内部公益通報又は通知を希望しない通報者については、通報の決定内容を通知しないことができる。

(内部公益通報の調査及び通知)

- 第11条 公益通報従事者は、受理を決定した内部公益通報について、調査の必要性を十分に検討し、正当な理由がある場合を除き、必要な調査を実施する。また、適

正な業務の遂行及び利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障のある場合を除き、調査を行う場合はその旨及び着手の時期を、調査を行わない場合はその旨及び理由を、通報者に対し、遅滞なく通知する。

- 2 前項の調査に当たっては、職員等はこれに協力しなければならない。
- 3 公益通報従事者は、調査の実施に当たっては、当該通報に関する秘密を保持するとともに、個人情報を保護するため、通報者が特定されないよう十分に留意しつつ、遅滞なく、必要かつ相当と認められる方法で行う。
- 4 公益通報従事者は、調査の方法、内容等の適正性を確保するとともに、調査の適切な進捗を図るため、調査について適宜確認を行う等の方法により、通報事案を適切に管理する。
- 5 公益通報従事者は、適正な業務の遂行及び利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障のある場合を除き、調査中は、調査の進捗状況について、通報者に対し、調査結果は可及的速やかに取りまとめ、その結果を通報者に対し、遅滞なく通知する。

(調査結果の報告)

第12条 公益通報監察員は、調査の結果、法令違反行為等があると認めるときは、是正の措置及び再発防止策（以下「是正措置等」という。）についての意見を付して、通報対応責任者に報告するものとする。この場合において、公益通報監察員は、法令違反行為等の内容を証する資料を提出しなければならない。

- 2 公益通報監察員は、調査の結果、法令違反行為等があると認められないときは、その旨を通報対応責任者に報告するものとする。

(通報処理委員会の開催要請)

第13条 通報対応責任者は、次に掲げる事由に該当する場合は、次条第1項に定める通報処理委員会に対し、審議の依頼又は報告を行うものとする。

- (1) 第10条第1項の規定により不受理を決定した場合。
- (2) 第11条第1項の規定により調査を行わないこととした場合。
- (3) 公益通報監察員から前条第1項に規定する報告を受けた場合。

(通報処理委員会の設置)

第14条 職員等からの内部公益通報を処理するため、通報処理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。
- 3 委員長は副区長とする。ただし、内部公益通報の内容が副区長に関係するおそれがある事案については、副委員長を委員長とする。
- 4 前項ただし書の規定により、副委員長が委員長となった場合にあっては、委員長となった副委員長が、副委員長を選任することができる。
- 5 副委員長は総務部長とする。ただし、内部公益通報の内容が総務部長の所掌する事務に関するものであった場合については、この限りでない。
- 6 委員会の委員は、委員長がその都度指定する職員をもって構成する。
- 7 委員会は、委員長が招集し、主宰する。
- 8 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。
- 9 委員会の会議及び議事録は、非公開とする。

(通報処理委員会の職務)

第15条 委員会は、第13条の規定により依頼された内部公益通報の内容を審議し、当該通報に係る事実の中止その他是正のための必要な措置の対応方針を決定する。

- 2 委員会は、第13条の規定により審議を依頼又は報告された事案について、公益通報従事者に調査を行わせることができる。
- 3 委員会は、公益通報監察員に対し、委員会に出席し、意見を求めることができる。
- 4 委員会は、審議内容及び対応方針を区長に報告するものとする。ただし、内部公益通報の内容が区長に関係するおそれがある事案については、この限りでない。
- 5 委員会の庶務は、総務部総務課コンプライアンス推進主査において行う。ただし、総務部長又はコンプライアンス推進担当課長の所掌する事務に関する事項については、別に定める所属において行うこととする。

(是正措置等)

第16条 区長は、前条第4項本文の規定による報告を受けた事実が法令違反行為等に該当すると認めるときは、当該行為のは是正権限を有する所管部長に対し、通報対応責任者を経由して是正措置等を構ずるよう指示するものとする。ただし、内部公

益通報の内容が区長に関するおそれがある事案については、副区長が指示するものとする。

- 2 前項の規定による指示を受けた所管部長は、速やかに必要な事実の確認を行うとともに、法令違反行為等を是正し、再発を防止するために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 所管部長は、前項の規定による措置を講じたときは、その内容について速やかに区長に報告するものとし、通報対応責任者及び公益通報監察員に対しても同様とする。
- 4 通報対応責任者又は公益通報監察員は、是正措置等について通報者に通知するものとする。ただし、匿名による通報者及び通知を希望しない通報者に対しては、この限りでない。
- 5 通報対応責任者又は公益通報監察員は、前項本文の規定による通知に当たっては、適正な事務の遂行及び利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がない範囲において、通報者に対し、遅滞なく通知するものとする。
- 6 通報対応責任者は、第18第1項において準用する第12条第1項の報告を受けた場合において、通報者が不利益な取扱いを受け、又は受けるおそれがあると認めるときは、速やかに不利益な取扱いを是正し、再発を防止するために必要な措置を講ずるものとする。

(不利益な取扱いの禁止等)

第17条 区長は、通報者に対し、内部公益通報及び内部公益通報に係る相談をしたこと、又は内部公益通報に関する調査に協力をしたことを理由として、いかなる不利益な取扱いを行ってはならない。

- 2 前項に規定する内部公益通報等をしたことを理由として不利益な取扱いを受けた通報者は、その旨を通報対応責任者又は公益通報監察員に申し出ることができる。

(不利益な取扱いの申出に関する調査等)

第18条 第9条から第13条までの規定は、通報対応責任者又は公益通報監察員が前条第2項の規定による不利益な取扱いの申出を受けた場合における、当該申出の受付及び受理、当該申出に係る調査及び委員会への審議依頼について準用する。

- 2 第14条の規定は、委員会が前項に規定する申出の審議依頼を受けた場合について準用する。
- 3 区長は、通報者（職員を除く。）が前条第1項に規定する内部公益通報等をしたことを理由として、その労務提供先等の事業者から不利益な取扱いを受けたと認められるときは、当該労務提供先等の事業者に対し、当該不利益な取扱いについて是正を求めることができる。

（通報者等の保護）

第19条 職員等は、通報者に対し、不利益な取扱いを行ってはならない。

- 2 通報者に対し、不利益な取扱い等を行った者に対し、行為態様、被害の程度、その他情状等の諸般の事情を考慮して、適切な措置をとるものとする。範囲外共有や通報者の探索を行った職員等、正当な理由なく、内部公益通報又は相談に関する秘密を洩らした職員等及び知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用した職員等についても同様とする。

（職員等への周知）

第20条 公益通報従事者は、職員等に対する研修の実施その他適切な方法により、法、指針及びガイドラインの内容、内部公益通報受付窓口、内部公益通報対応体制等について、十分に周知するよう努めるものとする。

（職員の協力）

第21条 職員は、正当な理由がある場合を除き、内部公益通報に関する調査に誠実に協力するものとする。

（公益通報状況の公表）

第22条 区長は、内部公益通報対応体制の運用状況についての透明性を高めるとともに、客観的な評価を行うことを可能とするため、内部公益通報に関する秘密保持及び個人情報の保護並びに適正な業務の遂行及び利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障が生じない範囲において、区の内部公益通報対応体制の運用状況に関する情報を公表する。

(公益通報の関連文書の管理等)

第23条 内部公益通報への対応に係る記録及び関係資料については、渋谷区文書管理規程（平成31年渋谷区訓令甲第1号）その他文書管理に関する法令等に従い、適切な方法で管理しなければならない。

2 内部公益通報に係る情報は、渋谷区情報公開条例（平成元年渋谷区条例第39号）に規定する非公開情報として取り扱うものとする。

(委任)

第24条 この要綱に定めるもののほか、内部公益通報に関し必要な事項は、総務部長が定める。

附 則（令和7年4月1日区長決裁）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。